

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 第52回制度検討作業部会

日時 令和3年6月14日（月）10：00～11：49

場所 オンライン開催

1. 開会

○事務局

定刻になりました、準備も整いましたので、ただ今から総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第52回になりましたけれども、制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆さま方におかれましては、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日も、これまでに引き続きましてウェブでの開催とさせていただきたいと思います。

それでは、早速ではございますけれども議事に入っていきたいと思いますので、以降の議事進行につきましては横山座長をお願いをいたしたいと思います。横山座長、よろしくをお願いいたします。

○横山座長

横山でございます。聞こえますでしょうか。

○事務局

はい。大丈夫でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

2. 説明・自由討議

(1) 非化石価値取引市場について

○横山座長

それでは、委員の皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。本日は、議事次第にもございますように、非化石価値取引市場をご議論いただくとともに、容量市場と、それから第四次中間取りまとめに関するパブリックコメントについて、それぞれご報告をいただきたいと思います。

それでは、議事次第に従いまして進めたいと思います。まず議題の1、非化石価値取引市場についてということで、資料3のご説明を事務局よりお願いいたします。

○小川電力基盤整備課長

資源エネルギー庁電力基盤課長の小川です。

それでは資料3に沿ってご説明いたします。

本日は、高度化法に基づく市場についての詳細制度設計をご議論いただければと思います。中でも今回は、2021年度の間目標値、あるいは最低・最高価格、さらには市場監視といった点についてご議論いただければというふうに考えております。

まずは、21年度の間目標値になります。スライド4ページ目をご覧ください。前回は事務局のほうから6%を基本としつつといった点でお示した点につきまして、さまざまなご意見を頂いております。幾つかこのスライドの下に並べておりますけれども、計画外停止による需給逼迫（ひっぱく）リスクをどう考えるかといった点、あるいは最高価格の見直しによる価格高騰抑制対策というのをどう考えるかといった点など、幾つか論点を記しております。

今回、間目標値を改めてご議論いただくに当たりまして、幾つかまた数字、データを整理しております。まず、5ページ目をご覧ください。今回新たな高度化法に基づく市場における供給量からFIT証書の分が抜けることに伴いまして、例えば大規模な電源の計画外停止によって年度途中で供給量が大きく減るということが価格高騰につながらないかといったような点に対する、過去実績の整理であります。下の表でいいますと、原子力と水力と大きく分けておりますけれども、供給計画（A）というものと発電実績（B）というものの比率でありまして、原子力を見てみますと、2020年度を除き実績のほうが上回っていると。水力につきましては、ほぼほぼ同じ。若干実績が下回るぐらいと。間目標値というのは、毎年この供給計画をベースに定めることとしておりますのでその時点での数字で、年度を通じてということではいいますと発電実績という形で出てきます。水力については、ほぼほぼ計画通りではあるけれども、原子力については変動がある。ただその場合も、減るという方向よりは、むしろ増えるという傾向にあるというのがこれまでの実績になります。

続きまして、6スライド目、これは全く異なる市場ではあるんですけども、今回間目標値を定めるに当たりまして、需要と供給、量の関係をどう考えるのかというに際しての一つの参考となる数字であります。理屈の上では需給、供給と需要と同じ、比率1に定めるということが考えられ、それから供給のほうを増やすと価格としては下がる方向に働く、逆に需要を多くしていくと価格が上がる傾向になるということは、一般論として言えるかと思えます。一方で、このスポット市場というので参考として過去の推移を見てみますと、供給量がどちらかというと需要を上回っているということ。それと、この表でいいますと、下にあります価格の変動は必ずしも相関するものではないということが見て取れるかと思えます。また、2018年度、19年度、20年度というこの直近の3年間でいいますと、1.0幾つという形で、かなり需要と供給と同じぐらいの数字になっている。この辺はグロスビディングの増加というのも関係しているかと思えますけれども、いずれにせよ供給のほう、売り札ですけれどもここでは、上回っているというのがスポットの状況であり

ます。

次の7スライド目が、外部調達比率を考えていくに当たっての考え方というものを記しております。今し方見ましたように、非化石電源の供給というのが計画との関係で振れることはありましても、2つ目のポツのところでありますけれども、大きな変化、供給が大きく減るということではないのかなというところであります。

3つ目のポツでいいますと、需給バランス。これはどこまで参考になるかというのがありますが、スポットにおいては供給と需要の比率が1.2程度のバランスということがあったということで、一定程度供給に余裕を持たせながら、この外部調達比率を定めていってはどうかというふうに考えておまして、スライド8ページになります。

前回もお示ししました想定される供給量、ここでいいますと下半分で枠の上に、証書供給の想定量750億キロワットアワーというのがあります。それに対して左、外部調達比率を何%に定めるかというところで、想定される需要量が出てきます。今回ここでお示していますのは、赤字の5%にした場合にちょうどこの供給量と需要との関係で1.18という数字がありますけれども、供給が需要をやや上回る形で決まってくるということでどうかというふうにお示ししております。

スライドのなお書きのところでありますけれども、今回第1フェーズのちょうど真ん中、2021年度の間目標値でありますけれども、今回は8ページ一番下の注のところ、昨年度買う側が調達していないと見込まれる200億キロワットアワー分を、今年度の需要に加味しております。来年度も同様にどんどん買うのを先送りしていった場合に、それを加味して需給を決めていくということではむしろ必ずしもないというところを、最後なお書きのところに記しておまして、来年度は来年度でまた決めていくことになるんですけども、相応の引き上げを行っていくことが基本となる点は留意が必要という点を、念のため記しております。

中間目標値についてもう1点、10スライド目になりますけれども、ここは今までの方向性に沿って、第1フェーズ、20から22年度の3年間で評価していくということを確認的に記しつつ、一部これまでのご議論でもご意見がありましたけれども、20年度と21年度で仕組みが変わることをもって、20年度の調達と21、22年度の調達で評価を分けるということとはなくていいのではないかという点を記しております。いずれにしろ、第1フェーズの評価の在り方については今後の議論というふうに考えております。

続きまして、最低価格・最高価格、まずは最低価格になります。基本的な考え方、スライド18をご覧ください。これまでのご議論でもありました最低・最高価格の意味でありますけれども、2ポツのところであります、価格というのは本来需給によって市場で決まってくるのが望ましい点でありまして、最低にせよ、最高にせよ、あくまでセーフティーネット。特に最低価格については、時限的に定めるものというふうな整理をしているところであります。今回、3つ目のポツにありますけれども、事業者の予見性確保という観点から時限的に最低価格を導入する、あるいは最高価格の現行4円を引き下げるところ

でありますけれども、その下のイメージ図でいいますと、最高、最低ともに実勢がそこに張り付かないような形での設定というのが望ましいというふうに考えております。

まず、最低価格につきましては、前回、19 スライドですけれども、0.6 円から 0.8 円という形でお示しました。

これに対してご議論の中で、もう少し相対の特に取引の実態のところはより詳細に調べたほうがいいんじゃないかというご意見を頂戴しております。

それを踏まえた調査結果が、20 スライドになります。左のまず円グラフですけれども、前回にお示したときには半分以上は 1.1 から 1.3 円という左下の黄色い部分でありました。一方で、約 3 割は 0.7 から 1.0 円という中にあったわけですけれども、ここの内訳というのと取引の実態というのを、今回より詳細に確認をいたしました。その結果、右のグラフに示しておりますけれども、もともと 0.7 から 1 円という幅を持った中でアンケートにお答えいただきましたけれども、より詳しく分けてみると、大部分は 0.9 円から 1.0 円という形でありました。その他、0.6 円よりも低いところももともと 1% ずつあったところでもありますけれども、この残りの 2% については、2 ポツに例えばということで記しておりますけれども、事実上共同で事業を実施していることから、メリットについて双方が享受することでの市場の半額ということ。あるいは②にあります電気とセットの調達なので、そもそも証書の部分については価格を設定していないといったような特殊な理由でありました。

次の 21 スライドになりますけれども、こういった現在の相対取引の実態を見ますと、市場の平均価格以下での取引というの、0.9 円から 1.0 円という水準で行われていることが分かりました。一方で、この水準につきましては、市場価格を参照して取引がなされているというよりは、2 ポツに記しておりますけれども、11 月の非 F I T 証書の市場取引開始前から、この水準で取引が行われていたということが確認できております。そういったことを踏まえると、0.9 円より一定程度低い水準にするということが適切ではないかというふうに考えておまして、4 ポツのところ。市場が 1.2 円程度の取引のときにも 0.9 円、1 円程度という形での相対があるということと、現在、市場の価格としては、当初に比べると直近では 0.9 円程度になってきているということも踏まえて、最低価格については 0.9 円よりも 0.3 円低い 0.6 円と設定してはどうかというふうに考えております。

もう一つ、最高価格については 26 ページになります。前回ご議論いただいた中で、事実上最高価格にこれまでなってきた F I T 証書の最低価格が 1.3 円というものがありまして、この水準を今回最高価格とすることについて、大きな異論はなかったのかなというふうに考えております。今回、最低価格の水準を 0.6 円というふうに設定すると、その 2 倍あまりにはなりますけれども、1.3 円という水準を最高価格というふうにしまして、最低・最高価格の考え方ごとにご説明しましたが、このある意味幅の中でどこかの最低や最高に張り付くということではなくて、これまでの取引の継続としてこの幅の中での取引がなされていくというのが、現状が一番ふさわしいのかなというふうに考えております。以上が、最低・

最高価格になります。

続きまして、高度化法に基づく市場における監視についてであります。スライド 30 になります。

今回、高度化法の市場で F I T 証書が外れて、非 F I T 証書での取引になっていく中で、特に市場での取引、さらには相対の取引について監視を行っていくことの重要性が議論されております。この点につきましては監視委員会といろいろ議論してまいりまして、前回お示ししました監視の論点というものを踏まえて、具体的にこのような点で監視を行うこととしてはどうかというのが、次の 31 スライドになります。

1 つ目は、各回のオークションでの監視ということで、市場取引についてはその市場支配的事業者の市場の投入の予定量と実際の入札量の比較ということ。そこに乖離（かいり）がある場合に、売り惜しみの観点からの説明を求めるといった点。それから、価格面では入札価格の分布についての確認。これらが各回のオークションでの監視になります。

もう一つ、年 1 回での監視ということで、市場での取引とは別に相対の取引がありますので、その相対の取引について、年 1 回情報を収集して価格水準を見ていくというのがあるというところでありまして。なお書きが最後のところにありますけれども、合理的な説明が得られない場合というところでの注意喚起、さらには必要に応じて公表といった措置の検討ということを記しております。

監視の具体的なところ、まずはスライド 36 をご覧いただければと思います。監視の対象範囲と頻度になります。1 つ目に監視の対象となる支配的事業者という点に関しましては、価格形成に大きな影響を与え得る旧一般電気事業者および電源開発としてはどうかというふうに記しております。監視の対象範囲、頻度については先ほど申し上げたとおりでありまして、市場取引については 4 回、それから相対取引については年 1 回ということを書いております。

もう 1 点、次の 37 スライド、内部取引の扱いになります。内部取引をどのように考えていくかというときに、非化石市場における取引につきましては、1 つ目、2 つ目のポツに記しておりますけれども、もともと中間目標値というのを設定するときにグラッドファザリングというのが設定されておまして、一定量グループ内の事業者間で取引、内部で取引することが認められております。これについては電気と非化石価値をセットでグループ内取引することが想定されておまして、逆に競争上の条件を公平に保つ観点から、一方で、全ての事業者、非化石比率の高い事業者においても、一定の外部調達比率というのを同じ水準で設けたという経緯があります。そういった点を踏まえますと、内部取引というものについて、例えば一定の取引価格を定めることを求めてそれを外部での取引と比較していくと、いわゆる内外の取引価格の比較ということは、必ずしもこの非化石の市場でのこれまでの議論の経緯からすると、妥当でないというところがあるというふうに考えられます。

こういった点を踏まえてということで、下から 2 つ目にありますけれども、例えばそう

いった場合、社内取引と同様に電気とセットで他社へ販売する取引価格との比較にする。必ずしも社内取引でない、社内取引は電気とセットで非常に安い価格で取引している例もあるということも踏まえて、むしろ比較の対象としては、例えばそういう社内取引と同様の外部との取引価格というのを基に、内外無差別の観点から確認していくこととしてはどうかというふうに記しております。

以上が監視の点でありまして、今後の流れとしましては41ページに記しておりますけれども、ゆくゆくガイドラインに記していくことを念頭に置きつつ、今年度8月以降の取引については、まずは試行的に行って、ガイドラインそのものは来年度以降に策定することとしてはどうかというふうに記しております。

最後4つ目、その他ということで、1つ目は証書収入の用途になります。今回、証書収入の用途を考えるに当たりまして、さまざまなご議論がありました。特に下から2つ目のところ、新設のみならず、既設の維持も大切という点。一方で、外から見える形で明確な基準が定められていることが重要といった点。こういったことを踏まえまして、証書収入の用途の具体的な基準について47ページに記しております。

まず、基準につきましては、全体の量が増えていくというときに、必ずしも新設投資、キロワットに限られるものではないというのが2つ目のポツになります。本制度の趣旨からすると、このキロワットアワーの増加はもちろんですけれども、減少するものを減らさないという意味での維持、既存設備のキロワットアワー拡大ということにも意義が認められるということでありまして、これを一つのメルクマールとして考えていってはどうかと。その用途と期待される効果というのを、事業者の側で説明していくということとしてはどうかというふうに考えております。

具体的には次の48スライドでありますけれども、事業者からそういった用途、効果について報告を求めると、2つ目のポツにあるところです。また、その結果につきましては、この作業部会に事務局からご報告するというところでどうかというふうに考えております。さらにはということで一番下ですけれども、事業者においても自ら積極的に公表を進めていくということでどうかというふうにしております。

最後49スライドでありますけれども、これは従来からご議論いただいております小売事業者の負担する費用の需要家への転嫁ということでもあります。もともと、この非FIT証書のうち特に再エネ指定ありにつきましては、さまざまな再エネとしての表示価値やゼロエミの価値、さらには高度化法に基づく義務を達成するといった意味での価値もあります。一方で、今回はFIT証書と非FIT証書がある意味分かれて、FIT証書が別の市場で取引されるということを考えると、その価値、価格帯が別のものが出てくる中で、一般的にはFIT証書のほうが安価になると考えられる中で、この両者の差額あるいは非FIT証書の費用というのを、丸々上乘せする形で需要家に電気を販売することがこれまでよりも困難になる可能性がある。こういった点は、前回も小売りの事業者からもそういった懸念の声がありました。

このような状況を踏まえて、費用をどのように回収していくのがあり得るか、特に機動的な回収といったときにどんなような方策が考えられるか。例えば、ある程度機械的に回収できるような形でやるというのが考えられますけれども、その場合に小売りが負担する費用というものをどの範囲の費用と考えるか。

今回、アンケートの結果でもありました、証書の市場での取引と違いまして、相対ではかなり幅のある、場合によっては0円、0.1円といった形での取引もあるということが明らかになっておりますので、こういった点、取引の実態を踏まえて、こういった費用を需要家に転嫁していくのが求められるかといった点が、今後の議論としてあるというふうに考えております。事務局からのご説明は以上です。

○横山座長

ご説明どうもありがとうございました。

この資料のスライド1にもございますように、今回は高度化法義務達成市場の取引が8月から開始するというので、今日は具体的な方向性の取りまとめに向けてご議論いただきたいということでございます。どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、ご説明のありました内容につきまして発言を希望される方は、チャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨をご記入いただくようお願いいたします。発言順は前回と同様、委員の方を優先しながらいきたいというふうに思います。

それでは、皆さん、どうぞよろしくお願いいたします。チャット欄のほうにお名前をお書きいただければと思います。よろしくお願いたします。

<無音>

いかがでしょうか。

<無音>

委員の方、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。

<無音>

それでは、辻委員からまずお願いいたします。

○辻委員

ご説明ありがとうございました。辻です。

数点、意見ですけれども、まず最初に目標値についてです。前回ご提示いただいた6%から少し緩ませて5%ということで、ご説明いただいたようにもろもろご検討いただいて妥当な線かなと私としては思っております。スポット市場の需給バランス等と比較してという理由付けのところは、いろいろ条件の異なる市場間の比較ですのでなかなか単純比較は難しいとは思っておりますが、少し緩ませて5%のところは妥当かと思いました。

あと、使途に関わるのところ、47ページの辺りだったと思いますが、この使途については維持あるいは新規の投資ということでご説明いただいておりますけれども、基本的には異存があるわけではないんですが、維持に関しては容量市場等からも同様の目的でコストに計上できるというふうに理解しているところでもありますので、他の市場との関係の中で

類似の目的のものが重複してカウントされないように、少し複数の市場間の関係を合理的に設計するというのを考えていく必要があるのかなと思いました。容量市場の話でいえば、Net CONE算出における他市場間の収益のところに考慮するとか、非化石の収益分、そういった辺りの調整というのは慎重に考える必要があるかと思います。

あと、最低価格の話は、最後の需要家への転嫁というところと関連して申し上げると、問題意識としてもうお話しいただいたとおりなんですけど、FITの再エネ価値取引市場のほうの価格を大きく下げるといって大臣発言もあった中ですので、最低価格を高度化義務達成市場のほうでは0.6円等と定めた上で、もう一つの市場のほうがだいぶ下がるというような流れが今後できるとすれば、ご懸念の需要家への転嫁というところの問題は一層厳しくなると思いますので。

前回は申し上げたんですが、そういう点も踏まえて市場の様子を通算で考えながら、必要に応じて今後また調整をしていく必要があるのかなと思いました。私からは以上3点でした。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、他の皆さん、いかがでしょうか。

<無音>

なかなか委員の皆さんからご発言がないようですので、それでは、オブザーバーの皆さんもぜひご記入いただければと思います。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員

安藤です。よろしく申し上げます。

21ページ目で時限的な最低価格を0.6円、26ページで当面は最高価格を1.3円としておりますが、この時限的とか当面はというのが少し気になっています。理想論として、理屈として、今回の話では価格が最低と最高の間で推移すること、これを想定して議論しているようにも見えますが、これまでお話ししてきたように、実際には上限とか下限に張り付く可能性がある。通常は供給量の多い状況であったら下限に張り付く可能性が高い、また、トラブルがあると上限に行くようなことが起こり得るということを前提として、仮に下限に張り付くというような結果が出た場合には、そういう前回の実績に基づいて、この最高価格や最低価格というのは適宜見直しが必要なのではないかと感じております。前回申し上げたかと思いますが、私がイメージしていたのは株式市場の値幅制限のように前日の終値から上下一定幅みたいなものを想定していたので、この最高・最低を決めたとしても、そこのどちらかにずっと張り付いているような状態では、あまり適切ではないかと考えております。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

引き続きまして、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○松村委員

事務局提案を支持します。私の発言はとてもマイナーなことだけだったので遠慮して手を挙げ損ねていたのですが、1つだけよく分からない点があります。収益管理、証書収入はちゃんと非化石の電源の投資に充てるという発想と、転嫁という発想と、それから内部取引価格については価格を決めないという3つを、私は同時にコンシステントに理解することができません。何でこんなことが起こっているのかがよく分からない。

内部取引価格が分からないのに、収益管理ってどういうことなのか。事業者はちゃんとやりますってずっと言っていなかったか。転嫁に関しては、内部取引の場合にはいってこいだから関係ない、電気と一体だから証書の価格は分離できないし必要もないという発想だとすると、そもそもその事業者からは転嫁という発想が出てくるはずがないのに、水面下で同じ会社の別の部門の人が、あるいはその表の場でも含めて、働き掛けをしていなかったか。もし、そのようなことがあるとすると、内部取引価格を決めないってどういうこと。電気と一体なのだから決めない、決めるということを強制しないという事務局の整理は支持しますが、もし、事業者で収益管理をちゃんとしますと言い、転嫁が必要ですよということを働き掛け、内部取引の価格はそういう前提からすれば当然に決めるべきなので、制度の開始当初からちゃんと付けていましたというのならコンシステントだと思うのですが、

もし、そういう会社が内部取引価格を決めていなかったとすれば、それまでの発言が本当にコンシステントなのかは、私は理解できませんでした。おそらく、後世の人が聞いても理解できないと思います。もしそのような会社があるとしたら、何らかのエクスキューズというか、ここの資料で書かれているようなエクスキューズでは全く私には理解できないので、何でそんなことをしていたのかということの説明すべき。ただ、そのような会社は1社もないという可能性もあるので、もしそうであれば、説明がなくても受け入れます。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ちょっと竹廣さんの前に小宮山委員からお願いいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。恐れ入ります。

私からはまず外部調達比率に関しまして、5%という水準に賛同させていただきたいと

思います。資料にもございますとおり、過去、非F I Tの電力が比較的、おそらく安定している中、過度な供給減少リスクを見込んだ外部調達比率の設定は、証書の売れ残り、ひいては非化石電源の維持・拡大をするインセンティブを低下することにつながることに留意することが重要と思っております。また、長期的には非化石電源の維持・拡大の必要性が高まる観点から見ますと、目標はなるべく引き下げないようにすることが時勢にかなっているとも考えられますので、それらの点を鑑みれば、ご提案の外部調達比率は証書供給減少リスクを踏まえ適切な水準と考えております。もしくは、少しそのような背景も踏まえて、5%と6%の間を取って5.5%付近もあり得るのではないかと少し思った次第でございます。

それからあと、最高価格・最低価格につきましては、これは非常に難しい問題かと思えますけれども、最高価格1.3円、最低価格0.6円とする案に、まずは賛同させていただきたいと思えます。しかしながら、先ほど安藤委員からもご意見がございましたとおり、非常に難しい問題かと思えますので、今後の推移も踏まえて柔軟にご対応いただければと思っております。

最後に、証書収入の用途に関しましては、今回ご提案いただきました新設、既設を問わず、非化石電源のキロワット、キロワットアワーの維持・拡大に資するものかどうかで判断する基準に関しまして、電源の実態に即した合理的なご提案になっているかと存じますので、非化石電源の維持ならびに割合拡大に最も適合した方針かと存じますので、そのような方向性で検討を進めていただければというふうに存じております。用途の説明の在り方に関しましても、事業者による自主的公表も含めたご提案の内容にて賛同させていただきたいと思えます。以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

すみません。竹廣さん、もうちょっと待っていただければと思えます。

それでは、大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

再エネ価値の取引市場というボランタリーな市場と比べて、今回のコンプライアンスの市場というのは、少なくとも開設当初は他の国の排出権取引市場と同じく少し緩いところから始めていくのが、制度の持続可能性からすると重要なのかなというふうに思います。そうした意味で、中間目標はしっかり守っていかなくちゃいけないということを前提にした下で、今回の外部取引比率および最低価格も、相対と比較してもかなり合理的な水準についているのではないかなと思えますので、今回の提案で私もおおむねよろしいのかなという感じがいたします。他方で、制度の予見性はしっかり確保しながらも、ファインチュー

ニングは今後していかないといけないということは重要な視点なのかなと思っています。

もう一つ、内部取引の話は、これまで電気の取引についても内部取引の話をずっとやってきたのと同様、非化石市場においても少なくとも電取委さんのほうでしっかり見ていただくということが重要だと思います。他方で、小売事業者の転嫁の話というのは、これは自動的に転嫁される、自発的にやることは非常に難しいのかなとも思いますので、制度的な枠付けを一定程度することが重要なのかなというふうな感じもいたします。

事務局提案のようにどのくらいの額なのかというのは極めて難しいと思いますが、これはもしかすると電取委さんの監視の中で適切な額というのがおおむね見えてくることはないのかなというふうな感じも他方でしておりまして、ちょっとその辺りはもう少し勉強させていただければなという思いでいます。以上です。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、男澤委員、お願いいたします。

○男澤委員

ありがとうございます。

2点コメントさせていただきます。まず中間目標値ですが、＜音声不良＞ためには、需給のバランスが＜音声不良＞から、需給を一定程度緩和する必要があると考えております。前回お示しいただいた6%の場合、需給バランスの均衡の点、また回転購入の義務が課されていることを考えると、市場価格が最高価格に張り付くような可能性も考えられますので、今回需給を一定程度緩和するという中でのご提案に同意いたします。

2点目は最低価格のところですが、ここは根拠がなかなか難しいなと思っておりましたが、相対取引において0.7から1.0円のシェアが一定程度存在していることですか、また、わずかではあります。0.3円あるいは0.4円から0.6円のレンジの取引も存在しているということでしたが、今回、取引自体を丁寧に見ていただく中で、昨年度からの連続性等を鑑みれば、昨年度の取引実績から一定程度の尤度（ゆうど）を見ていただいたという観点で、今回ご提示いただいた最低価格に関しても同意いたします。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

秋元です。ありがとうございます。

前回非常に数字が悩ましいなというふうに申し上げて、今回も必ずしも私はこれでクリアでということでもないんですけども、ただ、いろいろ事務局に検討をいただいたということに感謝を申し上げます。

それで、8月までにもう動かさないといけないということで、決めないといけないとい

うことなので、結論から申し上げますと事務局の今回の案に賛成したいと思います。外部の調達比率に関しては、前回、ちょっと6%だとぴったりなので5%ぐらいに緩める手がないのかということをお願いしたと思いますが、その辺りも反映していただいたというふうに思いますので。この数値が本当に妥当かどうかはよく分かりませんが、ただ、緩め方としてみるとこれぐらいかなという感じもしますので、よろしいかと思います。

いずれにしても、この調達比率の緩め方という部分と、最低・最高価格の水準というのは、全体セットとして考えるべきだというふうに思うんですが。そうはいうもののどこの水準がいいかということは明確には分からなくて。それで、最低価格の水準0.6円というご提案ですが、相対取引の内部の検討からすると0.7から1.0円で、私は、ちょっとその結果から0.6円が導き出された経緯という部分が、聞いていてもどうもクリアではなかったんですが。ただ、全体の水準感ということを見ると、まあ取りあえず始めるという部分でいくと、これで始めてみるということはいいかなというふうには思いました。

最高の1.3円の部分に関して、少しレンジが低めかなという感じもしますが、これも始めるという部分で当面この価格でいくということで、ある程度予見性を立てるということは必要なので、初めはレンジの幅が少な目ということに関しては同意できるところでございますので、基本的にこの線で進めていただければという気がします。

ただ、いずれにしましても、非化石電源をこれから上げていかないといけないという中で、この水準感がどれぐらいがいいのかと。あまりここが低過ぎれば非化石電源を増やしていくということは難しくなってきますので、その辺りのバランスを見極めていくということは、当然ながらこれはもともと義務達成の義務の比率が決まっています、そこに引きずられるということではございますが、その辺を慎重に見ていくということが重要かと思えます。

最後、49 ページ目の費用の転嫁という部分ですが、ここは前からよく申し上げますが非常に重要な点で、なかなかこの費用を価格転嫁するというのは、事業者にとっては旧一電も新電力もともに非常に難しいということだというふうに思います。なかなか経過措置等に転嫁できないと新電力が相当厳しい状況に、競争力の点で余計に厳しい状況に置かれ兼ねないというふうに思いますので、この価格転嫁の仕組みというものは早急に検討する必要がありますというふうに思っています。相対取引は非常に幅はあるものの、先ほどの話でも0.7から1.0円が下限のレンジが大部分で、それ以上ということも考えますと、せめて今回設定した最低価格の0.6円は自動的に転嫁できるとか、何か0.6円で十分かという話はあるかもしれませんが、そういったことでも考えていくということが必要ではないかなというふうに思います。以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次に廣瀬委員、お願いいたします。

○廣瀬委員

聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○廣瀬委員

ありがとうございます。ご説明ありがとうございました。

43 ページからの「証書収入の使途について」に関して申し上げます。今回非化石価値取引市場が2つに分かれましたが、こちらの高度化法義務達成市場のほうでは、当面は電力自由化以前の時期に建設された大規模な水力あるいは原子力由来の非化石証書が、市場の供給量の大部分を占めることになる見込まれる。そのことを理由としまして、今回証書収入の使い方についても改めて検討したいというご提案に、賛成いたします。

その上で事務局からの案を拝見しますと、既存設備への投資であっても、それが発電容量の拡大または投資しなければ減少してしまう分を補うための投資によって、キロワットアワーの拡大に資するものであれば認めるべきではないか。また、具体的な投資の内容に関しては、あらかじめ限定するのではなく、効果の上がる投資であると説明できるものを事業者に求めることになっています。さらに、事業者には、その投資によって期待されるキロワット、キロワットアワーの維持・拡大効果について、定期的に資源エネルギー庁に対して報告を求めるという案になっています。これらを併せて考えますと、今回の事務局からの提案は、非化石電源のキロワット、キロワットアワーの維持・拡大に証書収入の使途が限定されて、またその順守という意味での実効性もあると考えられますことから、結構だと思えます。

また、48 ページの3つ目の箇条書きに、証書収入の使途については発電事業者自身も自主的に発信すべしとありますが、これにも賛成いたします。発信する相手としては、ここには小売事業者に向けて公表とありますが、それだけでなく小売事業者の向こう側にいる私たち需要家全般に対して、非化石証書の取引がどのように有用な投資に使われているのか、その意義が分かるように工夫して公表していただければと思います。そのことが、最後の49ページにあります、この費用がスムーズに需要家へ転嫁されるということにもつながっていくと期待できるのではないかと考えています。以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

又吉です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○又吉委員

ご説明ありがとうございました。私からは2点、コメントさせていただきたいと思いません。

1点目は、中間目標値における外部調達比率、最低・最高価格についてです。今回ご提示いただきました事務局案に基本的には賛同したいというふうに考えております。ただし、いずれの算定ロジックも整合性の観点でやや悩ましい点が残っているという印象です。次回オークションまでの時間的制約を考慮すると、まずオークションをやってみて、その結果を踏まえつつチューンアップを図るというプロセスを踏むというのが、最終的な判断のかなという感じを持っています。

2点目は49ページ目にお示ししていただきました小売料金の転嫁についてです。今回改めて論点として取り上げていただきましてありがとうございます。特に、分割される2つの市場での価格ギャップの在り方は、重要な点となると思っております。次回以降、ぜひ積極的に議論をさせていただければと思います。以上です。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、大変お待たせしました、エネットの竹廣さん、どうぞよろしくお願ひします。

○竹廣株式会社エネット株式会社エネット取締役経営企画部長兼需給本部長

エネットの竹廣です。流れで入れてしまいました。失礼いたしました。

○横山座長

いえいえ。とんでもございません。

○竹廣株式会社エネット株式会社エネット取締役経営企画部長兼需給本部長

委員の皆さまから賛同のご意見も並んでおりましたので、そういう意味では事業者として少し気になった点を何点か申し上げさせていただきます。

まず、中間目標についてでございますが、5ページに原発の発電実績が供給計画を上回ってきたという引用がございましたけれども、基本政策小委での今年度の需給見通しで、原子力の上振れは見込んでいないかと思ひます。冬場の供給量確保に向けては、当然ながら供給量確保義務を果たすべく小売りも取り組んでまいりますが、一方で、このような内容を証書供給量の見通しに活用するのは、少し違和感を覚えたところではあります。資料によりますと、2020年度は比率が0.87ということで実績が計画を下回っていますので、取り巻く情勢からしますと、証書供給量の想定はむしろこちらに着眼する必要があるのではと考へた次第です。

それから、6ページにスポット市場の入札量の比率実績が1.2とございますけれども、スポット市場も自由化の進捗（しんちやく）や再エネの増加で、ここ数年で大きく環境が変わっています。むしろ過去3年で見ますと、資料のとおりほぼ1といったような需給バラ

ンスですので、さらに直近のこの間の冬の高騰を踏まえますと、この実績はもはや売り札切れが起こった水準とも言えます。そういう意味では、こういった理由からも外部調達比率5%という案は、最高価格に張り付く蓋然性を十分にはらんでいると考えますので、4%以下の尤度を持った比率として再考していただきたいというのが、1つ目の意見でございます。

2つ目は市場監視についてです。31ページに整理をいただきました。ご検討ありがとうございました。オークションごとに量と価格分布を監視する点、またそれから、外部との相対契約については年に1回の監視を行うことについても賛同したいと思います。ぜひ、乖離につきまして厳密な監視をお願いいたします。

ただ、1点ご検討いただきたいのは、31ページの②にオークション価格と内部取引価格の監視というのがございます。これは年1回ではなくて、オークションごとに実施いただくことはできないでしょうか。内外無差別であることをタイムリーかつ継続して確認することができる点と、比較対象のデータ件数が限られておりそれほど監視の手間が大きくなる点でも、効果が大きいのではと考えます。

それから、37ページの旧一電社内における非化石価値の内部取引について、電気とセットの取引を考慮されると記載がございますけれども、ここでの証書の価格は、電気を明確に分離して監視をいただきたいと思っています。制度設計専門会合で卸電力の内外無差別のコミットメントが規定されて、卸電力のグループ内取引価格の明確化が進められていますが、卸電力価格が明らかなら、当然非化石証書価格も分離できると考えますので、その前提での監視をお願いしたいと思います。

37ページについてももう1点、他社販売時の事例を参照するという記載がございますが、こういった事例を参照する際には、引用する事例の「量」も評価をいただきたいと思えます。何を申ししているかといいますと、仮に内部取引と同様の価格での、安い価格での事例が少しでも存在することで、内部取引価格が安いことが不適切ではない、としますと、監視の実効性が担保されないことになってしまいますので、ご配慮をお願いしたいと思います。

3点目になりますが、証書収入の使途についてでございます。47ページに、新設投資に限らず維持も含むという点について、大きな違和感がやはりございます。

原子力や大型水力は非化石価値取引市場ができる前に投資意思決定されたものですので、その際には維持費用も想定されていたのではないかと考えます。リパワリングでしたらまだしも、維持はわれわれから見ますと納得感がないと考えます。といいますのも、カーボンニュートラル実現に向けて施設の維持も重要という点は当然理解するのですが、本件は結果として原発や大型水力などの特定の事業者へ、結果として補填（ほてん）になり得るという点が問題ではないかと考えます。こういうことをするのであれば、競争の公平性担保とセットでの議論が必要ではないかということで、改めてご検討いただきたいと考えました。

最後ですが、費用転嫁について、委員の方々からもご意見を頂いたところですが、これは第三次中間取りまとめにおいても簡便な転嫁の在り方として論点出しがされていたと認識しています。われわれもこの議論が決まらない限り未回収分が増え続けるばかりですので、ぜひスケジュール感をお示しいただいて、早急に検討を進めていただきたいと考えています。長くなりましたけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員電力・再エネ企画開発部長

渡辺でございますが、聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○渡辺出光興産株式会社上席執行役員電力・再エネ企画開発部長

それでは、5点申し上げたいと思います。

1点目が中間目標値でございます。過去5年間の供給計画と稼働実績をスライド5ページにまとめていただきました。これは先ほど竹廣オブザーバーも触れておられましたけれども、一般水力につきましてはばらつきもなく安定していることが認められますが、原子力に関しましては非常にばらつきが大きいいため、過去5年の平均を用いることがどうなのかという気がしております。今回ご提示いただいている外部調達比率5%という値が、小売りが安心できる需給バランスになるかという点が少し不安でございます。一方で、何%なら安心かというのも難しいと思いますので、まず実施してみて、スライド4ページには『過度な証書供給量の低下があった場合は見直す』とい記載がございますが、それ以外にもぜひ、市場価格が最高価格に張り付くような事態になった場合も、見直しの条件として明記していただければと考えております。

2点目が最低価格・最高価格でございます。この検討に当たりましては、前回も申し上げましたが、小売事業者の立場から見れば、高度化法の義務を達成するためにはこの証書を調達せざるを得ないということがございますので、再エネ価値取引市場の証書と、この高度化法義務達成市場の証書の価格差、これが高度化法の義務達成の法令順守のコストになると考えております。高度化法義務達成市場の証書価格のうち、お客さまに説明がつく再エネ価値部分、ここはまだしも、49ページにも記していただいておりますように、2つの証書の価格差が大きくなればなるほど需要家の理解を得にくくなり、経営に影響を与えると考えておりますので、最低価格0.6円/kWh、最高価格1.3円/kWhという絶対値で妥当かどうかということではなくて、再エネ価値取引市場の証書価格の最低価格・最高価格との相対的な関係としての価格差が大事であると考えております。

例えば、再エネ価値取引市場の最低価格が0.1円/kWhとか0.2円/kWhといった報道に

あった価格で設定されるとすれば、高度化法義務達成市場の最低価格 0.6 円/kWh あるいは最高価格 1.3 円/kWh というのは非常に高いと言えますし、逆に最低価格が 0.5 円/kWh ということになる、高過ぎるとは言えないのではないかと考えております。高度化法義務達成市場が 8 月からの取引開始で、再エネ価値取引市場は 11 月からの取引開始を目指されているとお聞きしておりますが、取引開始の時期の違いをもって、この 2 つの市場の価格差を確認しないまま一方の価格を決めることに違和感を感じておりますので、ぜひ、この価格差の議論をしっかりとさせていただきたいと思っております。

なお、この法令順守コストの需要家への転嫁につきましては、もう 49 ページで論点として記載いただいておりますので、できれば自動的な形で機械的に転嫁されるような仕組みをぜひご検討いただければと思います。

それから、市場監視でございますが、31 ページにありますとおり、量と価格分布の監視を各回のオークション単位で実施していただくことと、外部との相対契約についても年に 1 回の監視を行うことについて賛同いたします。一方で、31 ページに記載されております年 1 回での監視の中の『②オークション価格と内部取引価格の監視』につきましては、ぜひ年 1 回と言わず、各回のオークション単位で実施していただけないかと考えております。対象となるデータ点数は限られておりますので、監視の手間もそれほど大きくならないのではないかとということと、内外無差別がないことをタイムリーに確認することが可能になると思っておりますので、ここにつきましてはぜひご検討いただければと思います。

4 点目の用途につきましてはですが、外部調達比率 5 %、最低価格 0.6/kWh、最高価格 1.3/kWh というご提案をベースに計算しますと、外部調達分だけで約 380 億円から 820 億円ぐらいの資金が小売事業者から発電事業者に流れていきます。これらの資金の用途が順守されているかということについては、47、48 ページにまとめていただいておりますとおり、事業者の方が説明責任を持って、報告だけでなく積極的に情報開示されるべきというご意見につきまして、現行の仕組みの中で非常にいい取組だと思っております。賛同いたします。

ただし、本日の場にはふさわしくないかもしれませんが、この高度化法義務達成市場も、あるいはまた再エネ価値取引市場も、本質的には広義のカーボンプライシングの一つと捉えれば、これらの証書の売上収入、これはやはり日本の国全体の非化石電源の導入拡大に向けた政策を進めていくための資金として、事業者に帰属するというよりも、税金同様、政策的に再配分されるような資金ではないかというふうに考えますので、本日の場とは少し関係ありませんけれども、そういう観点でもぜひご検討いただければと思います。

最後に、年 4 回のオークションということでございますが、それぞれの回によって、売り手、買い手、それぞれの戦略や事情、こういったことで売り買いの需給にばらつきが生じることが懸念されると考えます。特に外部調達比率 5 % で設定してしまいますと、そもそも需給がタイトということもありますので、各回の需給バランス次第では、買い手が買いたくても足りないということも想定されますので、売り手と買い手の力関係、あるいは情報の非対称性等を鑑みまして、供給側の売り札量の均質化する方法についてご検討いた

だけないかと考えております。以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

続きまして、イーレックスの上手さん、お願いいたします。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

上手です。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○上手イーレックス株式会社経営企画部長

今回はどうもありがとうございます。小売事業者の観点で私からも5点お願いさせていただきます。

1つ目は中間目標値の外部調達比率に関してです。5ページにお示しいただいた計画と実績の推移ですけれども、非F I T非化石証書はP Xのようにコストをかければ新たに供給が出てくるという性質のものではないと思いますので、決して供給にP Xと同等の安心感があるというふうには言えないのではないかと思います。今年はこの案でやってみるといふことかもしれませんが、少なくとも不測の稼働停止などの状況が発生したときの扱いというのは、あらかじめ方針をお示しいただいた上で取引に臨めるようにしていただければというふうに思っています。

具体的には、今期に買えなくなった人が多数出たとか、あとは価格が上限に張り付いてしまったというときに、期中の見直しをしたほうが良いというふうに思いますし、あるいは今期買えなくて来期に持ち越したときのリスク、これを明らかにして、不用意に来期の買い残しを増やすことを防ぐというような点です。来期に持ち越しがたくさんあったときも、外部調達比率は相応の引き上げがあるというふうに資料に書かれておりますけれども、例えば上限価格も同様に設定ということが基本だとみんなに思われると、資金繰りの関係で、じゃあ来期に持ち越そうという事業者も増える懸念があると思います。ですので、来期の不測の可能性も考えつつ、期中の見直しですとか今期中の調達促進みたいなものも含めて、方針をあらかじめ示していただけるとありがたいというふうに思いました。

それから、2つ目は最低価格についてです。市場原理が十分に反映されて張り付く可能性が低い数値を値幅設定とすることが妥当であることですか、再エネ価値取引市場との価格差、これが大幅に乖離する懸念を考えると、0.6という数字はまだ高いのではないかとというのが印象でございます。

それから、3つ目は証書収入の用途についてです。証書収入はさらなる脱炭素の観点から、技術革新にも資する仕組みとなることが重要というふうに考えています。非化石電源の中で新陳代謝を促していくためには、既設の維持ばかりの充当ではなくて、非化石電源全体の高度化のための投資、これを推し進めていただきたいというふうに思います。

それから、4点目は小売料金への転嫁についてです。高度化法価値について、例えば提案なんですけれども、2021年の電気料金には、高度化法相当分として約何円パーキロワットアワーが含まれているといった類いのインデックスを国に公表していただいて、小売各社はこのインデックスを参考に電気料金の内訳として高度化対応コスト相当分を表示するとか、こういった国民全体で負担を行うことへの理解を促す対応というのを、ぜひご検討いただければと思います。

それから、最後に小売事業者から見ますと、今回の市場分割によってもともと多様な再エネ電源を全体目標に向かって調達するはずが、今回非化石証書を余すことなく買うという議論に変わってしまいましたと。ですので、来期に向けて高度化の目標設定に関するそもそもの議論、こういうのをぜひ早めに開始したほうがよいというふうに思っております。以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

次は、中部電力の花井さん、お願いいたします。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

中部電力の花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○花井中部電力株式会社執行役員経営戦略本部部長

ありがとうございます。

今回、中間目標設定、最低・最高価格の水準、監視の在り方等について、本年8月からの取引開始に向け、整理いただきましてありがとうございます。3点、意見させていただきます。

まず、小売電気事業者が負担する費用の需要家への転嫁についてです。高度化法義務達成市場は、非化石電源の維持・拡大に資する重要な市場と考えます。これまでも発言してきましたが、2050年カーボンニュートラルへの円滑な移行を実現するためには、小売電気事業者だけでなく、需要家も含め国全体で対応していく必要があると考えます。われわれも協力させていただきますが、国による需要家理解の促進と併せて、カーボンニュートラル達成までの過渡期における国民負担を許容可能な範囲に収めつつ、転嫁制度の仕組みが必要と考えます。

国民負担を理解いただく上で今回の整理に従うと、相対契約も含めた監視が行われることは、非化石証書価格の透明性が高くなる仕組みとなりますので、監視結果を踏まえつつ、小売電気事業者一律の価格を電気料金に転嫁することが良いのではないのでしょうか。そうすることで、小売電気事業者間の公平性も担保できるものと考えますし、脱炭素への投資につなげていく必要があると考えます。なお、転嫁する価格については非常に難しいと思いますが、1年に1回行います監視結果等を踏まえ、エネ庁殿などにて設定し、毎年更新

することも一案と考えます。

2点目は非F I T非化石証書の最低・最高価格について、事務局提案に異論ありません。18ページの最低価格・最高価格の前提となる考え方に記載されていますが、最低・最高価格に張り付くことなく、価格変動が生じることが望ましいと考えます。約定結果を見つつ、場合によっては最低・最高価格を柔軟に見直す必要もあると考えます。特に最高価格は、2050年カーボンニュートラル達成に向けた非化石電源の維持・拡大の観点から、重要な指標になると考えます。需要家の理解を得つつ、事業者の予見可能性を向上させ、投資を促進し、非化石電源の拡大と整合的な価格水準を設定することが必要と考えます。

3点目は2021年度の間目標値における外部調達比率についてです。2016年から2020年までの計画値と実績値の評価や、他市場における売買入札量比率の状況等を考慮した上で、2021年度の外部調達量を検討する事務局の方法、進め方に異論はありません。また、2030年度のCO₂46%削減に向け、第2、第3フェーズで段階的に需給をバランスさせることになるため、第1フェーズの最終年度である2022年度の外部調達比率は相応の引き上げを行うことを基本とする事務局提案についても、異論はありません。

しかし、高度化法義務達成市場で小売電気事業者が義務を達成できる環境とすることは大前提と考えます。需給をタイトにしないようにするためには、市場への供給量をいかに拡大するかがポイントとなりますが、電源拡大による供給量を短時間で増加させることは容易ではないため、大幅な事情変更がある場合は速やかに中間目標値の再検討を行うなど、柔軟な対応をお願いできればと考えます。

最後に、今回ご議論いただいた結果に基づき、個社目標値が通知されることとなります。事業者としましては、目標達成に向けて対応してまいりたいと考えております。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

次は、電発の加藤さん、よろしくお願いいたします。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

電源開発の加藤です。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○加藤電源開発株式会社執行役員経営企画部長

ありがとうございます。

私からは取引の監視と最低・最高価格について意見を述べさせていただきたいと思いません。

取引の監視について、基本は売り手と買い手それぞれの立場の事業者が約定量を最大化することを目指して適切に行動しているかどうかの監視が極めて重要と考えております。最低・最高価格の水準についても、取引が着実に実施されてトラックレコードを十分に積み重ねていく中で適宜見直しをしていく必要があると理解してございます。しかしながら、

仮に最低・最高価格水準を見直しするような段になった場合は、繰り返しになりますが、市場参加者が適切に約定最大化を目指して行動した結果であることが重要だと思っております。すなわち売り惜しみあるいは逆に買い惜しみなど不当な取引行為が見られ、その結果売れ残りが発生したり価格形成にゆがみが生じたりしないように、適切な監視が重要だと考えます。

その上で、私ども発電事業者の立場からは、やはり売れ残って証書が失効するようなことは避けたく、市場応札だけではなく相対販売も含めて対応していくことになろうかと思っております。

その中で、繰り返しになりますが、売り手も買い手も約定量の最大化を目指して適切に行動した結果、とはいえ残念ながら最終オークションの後に売れ残りが生じてしまう可能性はあるかと思っております。そうした場合には、市場価格の水準とは一定程度乖離のある価格水準であっても相対での約定を目指していくことは可能性としてはあり得ると思っております。あくまでも約定量の最大化を目指して適切な行動がちゃんとあったという前提でございますが、監視についてはこうした実情も踏まえて適切な対応をしていただきますようお願いしたいと思っております。

それからもう一つ、証書収入の用途でございます。今回事務局のご提案の中で既存設備も考慮した記載をいただきまして感謝します。証書収入を適切に使用し、カーボンニュートラル電源のキロワット、キロワットアワーの維持・拡大をしていくことで、2050年カーボンニュートラルに向けた取組をわれわれ事業者としてもしっかりと推進し、市場にしっかりと証書を供給していく。これがわれわれの責務だと理解してございまして、もちろんこの一環として証書収入の用途説明につきましてもしっかりと前向きに対応していきたいと考えてございます。私からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、関西電力の小川さん、どうぞよろしく申し上げます。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

小川でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○小川関西電力株式会社執行役員エネルギー・環境企画室長

ありがとうございます。

私からは3点ほど申し上げたいと思います。

まず最初に外部調達比率でございます。こちらにつきましては、今回のご提案、本日もご議論いただきましたけれども、21年度の間目標値における外部調達比率を、需給バランス等を踏まえて5%と設定するという事務局の案につきましては、今年度中間段階

での見直しということですが、やはり昨年、20年度の取引との連動性を踏まえましても、こうした比率でまずは21年の取引をやってみるということについては結構かというふうに考えております。

ただ、しかしながら、21年度の外部調達比率を決めるに当たりましては、20年度の未調達分200億キロワットアワー、これを需給バランス上考慮しております。20年度の未調達分を今年度どの程度調達されるかということについても、ちょっと今の段階では何とも分かりませんし、当然市場取引の結果物の価格や取引量、これは現時点で見通すことは困難かなというふうに考えております。

そこで、事務局におかれましても、8ページですか、留意事項ということで最後のところに記載いただいておりますけれども、やはり高度化法における中間目標、2030年に向けて段階的に需給をバランスさせていく必要があるということで、第1フェーズにおいて22年度の外部調達比率については相応の引き上げを行うことが基本となると記載いただいております。これはやはり、先ほども申し上げましたけれども、21年度の市場……。

(通信トラブル)

<無音>

……証書収入の用途の具体的な基準を、非化石電源のキロワット、それからキロワットアワーの維持・拡大に資するか否かじやどうかという事務局のご提案につきましては、賛同いたします。やはり、2050年カーボンニュートラル、あるいは2030年の温室効果ガス46%削減の目標達成という大きな課題をわが国は抱えている中で、非化石電源の新規投資はもちろんですけれども、やはり原子力の再稼働、あるいは大型水力の改造工事やオーバーホールを行ってきちっと動かしていくということについても、非常に重要だと思っております。発電事業者としましては、この非化石証書の収入についてはこうした適切な用途で活用してまいる所存ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

用途の説明の在り方につきましても、やはり期待されるキロワット、キロワットアワーの維持・拡大効果について報告を求めると。また、小売電気事業者がアクセス可能な形で公表を進めるべきというふうに整理していただいておりますけれども、こちらにつきましても、やはり貴重な証書収入を使わせていただくわけですので、発電事業者として真摯(しんし)に対応してまいりたいというふうに考えている所存でございます。

それから最後でございますが、負担する費用の需要家への転嫁についてでございます。高度化法達成義務市場という形に今回なりますので、ここで小売電気事業者が調達に要した費用については、まさに高度化法の義務を達成するために必要であった費用でございます。こちらはやはり、高度化法の趣旨を踏まえますと、小売電気事業者が需要家の皆さまのご理解の下、これは規制料金もございまして、規制料金も含めまして適切、機動的に費用回収ができる仕組みが必要であるというふうに考えております。

資料の最後のページに費用回収に際しての論点等を示していただいておりますけれども、ぜひ今後具体的な方法や課題について検討を進めていただければというふうに思ひます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

引き続きまして、東京ガスの石坂さん、お願いいたします。

○石坂東京ガス株式会社エネルギー需給本部電力事業部長

東京ガスの石坂でございます。どうもありがとうございます。

もうすでに色々な方から色々なご意見が出ていますので、私からは中間目標の話と、証書の使途の話と、需要家の転嫁の話、3点を手短かにさせていただきたいと思っております。

まず中間目標ですけれども、今回、証書の需給バランスというものを丁寧に考慮いただきまして、目標値を定めていただきありがとうございました。5スライド目に過去の需給がどうだったかという話がありますけれども、これも供給計画の設定次第だとは思いますが、確かに今までは実績のほうが上回るということが多かったという状況において、例えば2020年度だと原子力だと13%減だったとのこと。この辺は特に大きな発電所は計画外停止が起きただけで相当ぶれ得るものだと思いますので、5%という今回の設定ですけれども、供給量がこれで余裕があるのかどうかというのは蓋を開けてみないと分かりません。スライドの4ポツの一番下にありますけれども、大幅な減少があるような場合、停止がある場合には、期中であっても見直しをお願いしたいかなと思っております。

2点目に証書の使途でして、今回議論に出てきました既設の維持というところに関しまして、最初の辻委員にもありましたけれども、足元はともかくとしまして、やはり24年度以降は容量市場という目的がかぶるものが出てくると。既存の非化石電源のコスト構造はよく分からないのですけれども、目的が同じものが2つ入ることで、場合によってはウィンドフォールゲインと呼ばれていますけれども、棚ぼたの収益が出てしまう可能性があるかもしれませんので、ここについてはよくよく確認いただくことが必要かなと思っております。あと、使途については毎回申し上げていることですが、新設の場合につきましては、電源開発の公平な競争関係の整理という意味で、ご検討をお願いしたいと思います。

3点目に需要家への転嫁、最終ページですけれども、論点をまとめていただきましてありがとうございます。早急に検討いただきたいと思います。最後のポツにあります通り、いろいろと悩ましい課題があります。確かに小売事業者ごとに負担額は異なるものですが、そうは言ってもなかなか始まりませんので、まずは多くの事業者がベンチマークにしている経過措置料金から、まず転嫁の方法を考えていただくとか、毎年金額が変動することについても、前年度の費用負担分を翌年度の料金に反映するとか、そういうある程度割り切りといいますか、そういうことも必要なかなと思っておりますので、それも含めてご検討いただければと思います。以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、日本卸電力取引所の國松さんからお願いいたします。

○國松一般社団法人日本卸電力取引所企画業務部長

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。

私どもで今現在非化石価値取引のほうを実施している立場として、何点か意見を述べさせていただきます。

取引に上下限を設定するというのは、前回から申し上げておりますとおり、あまり望ましいことではないという認識は私は変わりございませんが、資料にもおまとめいただいておりますとおり、最初の価格をどう付けていくのかというところでは、その必要性というのには認識しております。ただ、今後その上限を打った場合には見直す、下限を打った場合も見直すということなんですが、どっち向きに見直すのか。上限を打った場合は、上限をさらに上げていくということを考えておられるのか、それとも落とすほうに考えるのかというのは、人によっていろいろ考え方が違うのかなとも思っております。そういったこともありますので、その考え方は少し合わせていく必要があるのではないかなと。高い、安いで考えますと、いろいろな難しさがあるかと思っております。

純粹に言えば、非化石電源と非化石でない電源、火力電源で、幾らぐらいの差があるのかということだと思います。そこに幾らかけられるのかという点で見えていくと、いろいろなものが見えてくるのかなと思っております。

同じ10万キロワット、10万という大き過ぎるかもしれませんが、＜音声不良＞のキロワットを非化石か化石かで作る、そこには値段差がもちろん生じるわけですが、その部分以上に補えるということが見えてくれば、それはなるべく非化石の電源を作るインセンティブにつながっていくというように思います。

そこでは、やはり用途の部分だと思うんですけども、用途を強いるというよりは、非化石価値の価格がそれだけ高くなるということを思って、そちらに投資が向くようにしなければいけない。それがいい流れをつくっていくんだと思っております。使い方が限定されたり、そこだとすると、なかなかそこに投資をするというのは難しくなるのかなと。現行の、もちろん現在旧一般電気事業者の方がお持ちの電源がよく注目されますけれども、今後この部分というのは増えてくることを想定して考えていかなければいけないのかなとも思っております。増えるようにするためのメカニズムということを考えていかなきゃいけないのかなと思っております。

また、その上下限の設定においては、発電のほうのコストのかかり方の違いで見るのも一つですし、小売料金、例えば前にはアクアプラン等というものが販売されていたと記憶しております。そのときには2円程度でございましたでしょうか。普通の電気に比べて割高になっているということ。それでも需要が付いた。そうしますと、やっぱり非化石価値の上限って2円よりも安いというのは、なかなか分かりにくいのかなとも思っておりますので、初回こうして、今後どうしていくのかというのはまた。まずは初回をやってみて、その後

の議論をしっかりとしていくということかなと思っております。その後の議論というのは、両方ともに幅広く考えていくのではないかと思います。

それに伴いまして、監視というものでございます。今回の値幅の制限の中で監視をするということになれば、値段のうんぬんというのはなくて、量だけになろうかと思います。監視をするにしても、何が悪いのかというのを定義しない中の監視というのは、非常に難しいと思います。何が悪い行為なのかをしっかりと議論できて、それによって初めて監視というものが成り立つんだと思っておりますので、そこに関しましては監視等委員会のほうでしっかりと議論がなされると思っております。私どももこれまで電力の取引、非化石も見てございますので、協力できるところは協力してまいりたいと思っております。

最後に1点ですが、取引とは関係なくなってしまうかもしれませんが、費用負担に関して需要家への転嫁という問題に関して、これは小売電気事業者が転嫁の必要があるのであれば小売料金を高くするというのをされればよいと思いますし、そこは結構小売電気事業者の自由な部分ではないのかなと思います。例えば、総括原価のときの料金にはこの非化石の価値も含まれていて、それが需要家から回収されていたということだと思いますので、旧一般電気事業者の方の需要家というのは、これはもう負担していたと。新規参入の方は、この部分というのが負担がなかったのかもしれませんが。それは容量メカニズムの負担金と同じ論理かもしれませんが、そういったことで転嫁が必要な小売電気事業者とそうでない事業者というのがあろうかと思いますので、一律うんぬんという議論をしていくというのはどうか。需要家の代表の方からもたぶん同じような意見が出るかと思いますけれども、制度として全体的に価格の上昇というのを議論するという事は、必要はないのではないのかなと思っております。すみません、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、武田委員のほうからお願いします。

○武田委員

聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい。聞こえております。

○武田委員

ありがとうございます。

先ほど國松オブザーバーがおっしゃったことと関連するのですが、転嫁について申し上げたいと思います。転嫁について議論すること自体は反対ではないのですけれども、今後何のために議論するのかということをはっきりとさせていただきたいと思います。

すなわち、電力会社の経営が厳しいから転嫁させてくれという話なのか、または、規制料金と自由料金との不整合であるとか、FIT証書、非FIT証書の市場価格の相違であるとか、いわゆる制度の問題なのか。もちろん、その2つは重なるところはあるのですけれ

ども、議論をお聞きする中で、その2つが混然となされていて、明確に区別されていないように思います。そして、仮に制度設計の問題であれば、必ずしも皆が自動的に転嫁をするという方法論を採る必然性はないと思います。ですので、転嫁の議論の際は、何のために転嫁をするのかを、今後明確にしていきたいということをお願い申し上げます。

いずれにしても、需要家の代表はこの場にはいないわけです。このような状況で転嫁の話をするということについて、上で述べたように反対ではありませんが、個人的には一定の違和感を感じます。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、最後に辻委員のほうからお願いいたします。

○辻委員

辻です。すみません、すでに発言済みですが、冒頭の私の話でちょっと1点だけ訂正です。使途の話で、先ほど東京ガスの石坂様からもご発言がありましてとおり、容量市場からの既設電源の維持に関わる収益というのが重複しないようにという趣旨で私が発言しましたけれども、その際、ちょっとNet CONEの産出についてというような話もしたんですけども、よく考えたらNet CONEはモデルプラントGTCCで、本市場の話とリンクしていないと思いますので、ちょっとその点だけ、すみません、それは取り消しますということで、一応念のための発言でした。一応ダブルカウントに注意して進めていただければという趣旨でした。以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

たくさんのご意見を頂きましてありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何かコメントがございましたらお願いしたいと思います。

小川さん、よろしく申し上げます。

○小川電力基盤整備課長

小川です。さまざまなご意見をありがとうございました。

8月から実施するものに関して整理すべき点、それから今後引き続き検討すべき点があったかと思います。本日の議題に沿いまして、ちょっと幾つか申し上げたいと思います。

まず、中間目標値と最高・最低価格、これは途中ご議論もありましたけれども、全てリンクしてくるものだというふうに考えております。今日のご議論をお聞きしていても、売り手のほうは売れ残るのではないかということの心配。一方で、買い手のほうは供給が足りなくて買えなくなるのではないかとの心配。そういった中で、今回お示したものに対

してご賛同いただけたのかなというふうに考えております。

そうした意味で、実際に市場取引が行われていく中で、最低・最高といいましょうか、その中での取引価格がどう推移していくのかというのが重要な点になると思っていまして、そうした中で柔軟な見直しというお話もありました。特に期中に関しては、全く可能性を排除するわけではないんですけれども、取引の安定性という意味では、あまり期中に上限に張り付いた、下限に何とかだということで見直すというよりは、取引全体を見ていく中で、また次はどうするかというのを考えていく必要がある。その際には、途中ご意見もありました、張り付く、張り付かないといった話と、中間目標値、外部調達の義務というところが密接に絡んでおりますので、仮に見直すという場合にも、何、どの方向にという点は、むしろ改めて議論が必要だというふうに考えております。

監視のところもさまざまなご意見、具体的な方法、あるいは回数についてもご意見を頂きまして、この辺は監視委員会とも相談ですし、むしろ監視委員会のほうからもし何かあれば、後ほど補足いただければというふうに思います。

それから、収入使途の話がありました。容量市場との関係につきましても、非化石市場の収入というのは、他市場収益ということで控除するというのが入札のルールではありますけれども、そこをどう見ていくかといった点は事業者ごとに異なってくるのかなというのは考えられます。ただ、制度として重複しないようにというのは、まさにご指摘のとおりというふうに考えております。

最後の転嫁のところはさまざまなご議論、ご意見をいただきました。そもそもの考え方、まずもって武田委員からご指摘いただいた点はまさにそのとおりでありまして、料金について議論をする場というのは、ここというよりも、もう少し違う場になるというようなご指摘のとおりであります。一方で、どこの場で議論するにせよ、まず基本的なところの整理は必要ですし、今日のご議論でも割り切りとか取りあえずといったような感じのご意見もありましたけれども、ここは料金のところですので、厳格にしっかり見ていく必要がある。その際には、途中ご意見もありました、そもそもの取引の実態のところ、今回もアンケートなどを通じて少し見えてきましたけれども、かなり多様であるという点、この辺は実態をもう少しよく見ながら、今後整理していきたいというふうに考えております。エネ庁からは以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

この高度化法義務達成市場の創設に向けましての議論は、この3月から2021年度の間目標値、そして証書の最低・最高価格の水準、監視の在り方、使途について、議論を行ってきていただきました。大変難しい論点もいろいろありましたけれども、おかげさまで本日の議論でおおむね大きな方向性は見えてきたかというふうに思っております。ということで、もう8月から市場取引開始を控えておりますので、取りまとめを行う必要があるものと考えております。従いまして、事務局におかれましては、これまでの議論を踏まえま

した取りまとめ報告書について、次回までに作業を進めていただければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いをいたします。

(2) 容量市場について

(3) 第四次中間取りまとめに関するパブリックコメントについて

○横山座長

それでは、続きまして議題の2、容量市場についてと、それから第四次中間取りまとめに関するパブリックコメントについて、この資料4と資料5-1と5-2につきまして、ご説明を事務局からお願いしたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○事務局

残り時間が少なくなってまいりましたけれども、手短にご説明をしたいと思っております。議題2つ分を併せてご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

1つ目、資料4、容量市場の関係でございます。容量市場につきましては、昨年9月に第1回のオークションの結果を公表させていただきました以降、さまざまなご議論をいただいていたところでございます。見直しの議論も踏まえまして、残っている細かいディテール関係でございますけれども、本日ご確認をいただきたいと思います、こういった内容でございます。具体的には需要曲線、それからそのベースとなりますさまざまな数値、こちらのご確認という内容でございます。

具体的には資料1ページ目でございます。前々回、4月26日、第50回のこのタスクフォースで容量市場の議論をいただき、大きな方向性を取りまとめいただいたところでございます。その次の日でございますけれども、広域機関の第31回容量市場検討会におきまして、次回、2021年度メインオークション（実需給2025年）でございますけれども、需要曲線の原案を策定し、ご議論いただき、報告をさせていただいているところでございます。これまで、過去の議論を踏まえまして、広域機関で策定した需要曲線を国の審議会のほうでご確認をいただくと、こんなプロセスになっておるといこともございまして、本日も報告をご確認をいただくと、こんな内容でございます。

2ページ目でございます。目標調達量の算定結果という内容でございます。従前の手法に基づきまして、容量市場検討会のほうで数字を整理いただいたと、こういった内容でございます。

最新の供給計画、具体的には2021年度の供給計画、こちらをベースに2025年度の需要量、それから供給量を見積もったと、こういった内容でございます。H3需要の111.8%というような数字を導いてきてございます。全体目標調達量といたしましては、1億7,700万弱というような数字になってございます。

全体といたしましては、3ページでございますけれども、一部H3需要が高まっていると、一方で、追加設備量を見直していると、こういった内容でございます。トータル、一部目標調達量を50万ほど引き上がった形で数字をつくってございます。

4ページ目でございます。指標価格（Net CONE）の算定結果といったところでございます。こちらにつきましても、公表されているような最新の経済指標に基づきまして、改めて数字を算定しているものになってございます。算定のやり方につきましては、2020年度のメインオークションと同じやり方というところでございます。最新の経済指標に基づいて見直しをしていると、こんな内容でございます。2020年度、前回のオークションにつきましては9,425円という数字でございましたけれども、一部インフレ率等が変わってございますので、見直した結果9,372円と、こういった数字になってございます。Net CONEの1.5倍が上限価格ということでございますので、1.5倍、14,058円というのが上限価格というような数字になってございます。

こういった数値を踏まえまして、需要曲線の策定、6ページ目でございます。考え方については、これまでのやり方を踏襲したものになってございます。具体的な需要曲線の策定をしたページは、6ページ目になってございます。先ほどの目標調達量、それから指標価格、上限価格、こういったものをベースにして作成をしていると、こういった内容でございます。資料4の関係は以上でございます。

続きまして、資料5-1それから5-2の関係でございます。

資料5-1、第四次中間取りまとめに関するパブリックコメントのご報告ということでございます。こちら第50回、2つ前の本制度検討作業部会で取りまとめをいただきました第四次中間取りまとめ、こちらにつきまして、4月26日の会議の後、4月28日以降、パブリックコメントという形で一般的な意見を募集させていただいてきたところでございます。提出件数が20件ということで、意見数としてはもう少し数がございますけれども、主体といたしまして20件の方からご意見を頂いたと、こんな内容でございます。いただきましたご意見の整理をさせていただきまして、事務局のコメントの整理をさせていただいております。また一部諸事情の修正も含めまして修正が必要な箇所は、事務局のほうで適宜対応させていただいております。そういった結果、6月11日、先週の金曜日の日に公表という形で、ホームページのほうに掲載をさせていただいております。

以上、内容を踏まえたもの、きれいに整理をさせていただいたものを、本日参考資料という形で添付をさせていただいております。第四次中間取りまとめとしてセット版という形で、資料として付けさせていただいております。なお、本中間取りまとめの中に2つガイドラインが入っております。ベースロードの関係、それから容量市場の関係、それぞれ見え消し版で資料が入っております。エネ庁内のしかるべき手続きを経まして、できるだけ速やかに見え消しをとけ込ませたものを皆さんにお知らせしたいというふうに、現在考えてございます。こちらのほうは追ってご連絡とさせていただきたいというふうに考えてございます。私からは以上でございます。

○横山座長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明の内容につきまして、皆さまからご意見を頂きたいと思えます。発言を希望される方は、先ほどと同様、チャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨をご記入いただければと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

<無音>

いかがでしょうか。オブザーバーの皆さんも、ぜひお願いしたいと思います。

<無音>

いかがでしょうか。

特にご意見はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。まだ書き込みがございませんが、皆さんご意見がないということではよろしゅうございますでしょうか。

特に皆さんのほうからご意見がございませんようです。この容量市場における需要曲線の原案は、広域機関の検討会で作っていただき、この部会で審議をして、また広域機関で決定をしていただくというプロセスになります。

それでは、コメントがないようですので、広域機関さんにおかれましては、容量市場における今回の需要曲線の原案の審議で、意見はございませんでしたが、需要曲線の決定に向けた手続きを進めていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

パブリックコメントのほうもご意見はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日用意しました議題は終了いたしました。全体を通しまして、何か委員の皆さんからご意見はございますでしょうか。オブザーバーの方も含めまして、ご意見はございますでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、本日の議論はここまでとさせていただきます。本日も活発にご議論いただきましてありがとうございました。

それでは、事務局のほうから何か連絡事項がありましたらお願いしたいと思います。

○事務局

また次回以降の開催につきましては、日程等が決まり次第、ホームページ等でお知らせをいたしたいと思えます。引き続きよろしくお願いをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

3. 閉会

○横山座長

それでは、これもちまして、皆様のご協力でちょっと早く終わることができました。
第 52 回制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。